

 福井労働局発表 平成28年10月20日
--

担 当	福井労働局労働基準部賃金室
	室長 丸葉 勝彦
	室長補佐 木村 和晴
	電話 0776-22-2691

## 平成28年度特定最低賃金改正決定の答申について

福井労働局（局長 早木 武夫）は、8月23日に開催された福井地方最低賃金審議会（会長 青垣 幹夫）に諮問した4業種に係る平成28年度の特定最低賃金改正決定について、別紙のとおり、10月20日までに4業種の特定最低賃金の改正決定の答申を受けた。

特定最低賃金の改正決定にあたっては、同審議会の下に各専門部会が設置され、具体的な審議が行われてきたものである。今後、異議の申出期間を経て、官報公示され、いずれも効力発生については、本年12月下旬を目途としている。

これまでに答申のあった特定最低賃金の改正額等は、別紙のとおりである。

なお、福井県各種商品小売業最低賃金については、改正審議の予定はなく、現行の地域別最低賃金「1時間 754円」が適用される。

答申を受けた特定最低賃金の改正額、答申日、適用労働者数

- 1 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 時間額 806 円（16 円引上げ）

答申日 平成 28 年 10 月 5 日

適用労働者数 約 11,700 名

- 2 福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

最低賃金額 時間額 756 円（16 円引上げ）

答申日 平成 28 年 10 月 13 日

適用労働者数 約 7,100 名

- 3 福井県百貨店，総合スーパー最低賃金

最低賃金額 時間額 799 円（8 円引上げ）

答申日 平成 28 年 10 月 18 日

適用労働者数 約 1,600 名

- 4 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

最低賃金額 時間額 829 円（8 円引上げ）

答申日 平成 28 年 10 月 20 日

適用労働者数 約 2,200 名